

議員提出議案第3号

川崎市町内会・自治会の活動の活性化に関する条例の一部を改正する条例
の制定について

上記の議案を別紙のとおり、地方自治法第112条及び川崎市議会会議規則第
13条の規定により提出いたします。

平成31年 3月11日

川崎市議会議長 松原成文様

提出者	川崎市議会議員	月本琢也
	〃	三宅隆介
	〃	渡辺あつ子
	〃	小田理恵子
	〃	添田勝
	〃	重富達也

川崎市町内会・自治会の活動の活性化に関する条例の一部を改正する条例
川崎市町内会・自治会の活動の活性化に関する条例（平成26年川崎市条例第
59号）の一部を次のように改正する。

第4条中第5項を第6項とし、第4項の次に次の1項を加える。

5 市は、町内会・自治会の特定の活動に対して謝礼金、補助金その他市長が別に定める公金を反復して支出する場合においては、あらかじめ当該活動の内容、当該公金の額及び支出の時期その他必要な事項について定めるものとする。

附 則

この条例は、平成31年10月1日から施行する。

提 案 理 由

市は、町内会・自治会に対して、謝礼金、補助金等の公金を反復して支出する
場合においては、あらかじめ必要な事項を定めることとするため、この条例を制
定するものである。